

新潟市児童館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 3月 1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第4号

新潟市児童館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟市児童館条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第24号）中第1条第2項の表に次のように加える改正規定（白根南児童館の項に係る部分に限る。）、第4条白根児童センター、豊栄児童センター、味方児童館及び白根北児童館の項及び第5条第3号の改正規定並びに第14条に2号を加える改正規定（第9号に係る部分に限る。）の施行期日は、平成27年3月1日とする。